

第8章 法院調停に関するコメント

はじめに

中国においても日本においても、調停は大別して司法調停、行政調停と民間調停に分けられる。司法調停は裁判所による調停とも称され、具体的にいえば、中国の司法調停は法院調停を意味し、これに対して、日本の司法調停は、民事調停と家事調停を指している。このような調停に関する類型区分の表象から見ると、法院調停は日本の民事調停および家事調停に相当する制度であろうかと推測する人がいるかもしれない。

確かに、法院調停は、調停者が両当事者の間に入って双方の主張の争点を整理し、両当事者を合意に導く点、および当事者の互譲により紛争の解決を図る点において、日本の司法調停と共通の性格を有している。しかしながら、法院調停の主宰者が一人の裁判官あるいは三人の裁判官合議体である面、法院調停手続が民事訴訟手続の不可分の一部として位置付けられている面から見れば、中国の法院調停と日本の司法調停の間には大きな差異が存在している。

制度の仕組みから見れば、法院調停は日本流の司法調停よりは、むしろ日本の訴訟上の和解に類似する制度と理解すべきものである。なぜならば、中国の法院調停も日本の訴訟上の和解も訴訟の係属中に行い、裁判官は事件の法的问题の所在を的確に認識した上で、主張と証拠との関係を十分押さえ、さらに事件の背景事情や当事者の個性にまで配慮して調停または和解勧告を行い、交渉・説得、合意調達、条項の確定といった各段階にわたって当事者を紛争解決の合意へと導くからである。また、確定判決と同一の効力を有する点においても、法院調停と訴訟上の和解は同じである（中国民訴法 97 条、日本民訴法 267 条）。

本稿では、社会背景と実務状況の視点から、和解積極論および和解技術論に焦点を絞って、法院調停と訴訟上の和解について比較法的な検討を展開していきたいと思う。

一 和解積極論と法院調停重視論

日本において、かつての学説・実務の通説的見解は、「和解判事になるなかれ」とか「和解は権道」の言葉が表しているように、判決を主、和解を従とするものであった¹⁾。しかし、今や民事訴訟の大半が和解で終結するので、訴訟上の和解が判決と並ぶ「民事訴訟解決方法の両輪」といわれるように、民事訴訟実務の現場において、「和解の隆盛」は動かしがたい事実である。確かに、判決によるオール・オア・ナッシングの解決が実質上公平を欠くと思われるような場合、和解条項としての債務の履行確保が図られるようにする場合、または利益調整型紛争である場合、和解が判決による解決以上の実効性を持つのである。このような和解が判決より優れているところから、和解を積極的に推進すべき、民事訴訟手続を主宰する裁判官が積極的に和解成立に向けて動くべきであるとする和解積極論が主流となり、かつ実務の現場に定着してきているようである²⁾。

同じような論調と動きが中国においても存在している。近年、改革開放の進展と経済の発展に伴い、中国の貧富格差、地域格差が拡大しつつあり、社会矛盾も以前より厳しい状況に陥っている。とりわけ、土地収用に関する紛争、労使紛争の激化が目立つようになっており、過激な行動も時に報道されている。これらの紛争が円満に処理されなければ、国民の政府に対する不満が絶えず蓄積し、政権の平穩を脅かすおそれがある。したがって、社会における紛争を適切・円満・徹底的に解決させることは、現時の中国政府において大きな課題となっている。

もちろん、紛争処理する際に、裁判所は重要な役割を果たしている。しかしながら、裁判所は人的・物的資源に限りがあるので、膨大な紛争を処理するために、一部の紛争を裁判外紛争処理機関に振り分け、一部の紛争を法院調停によっ

1) その代表的なものは、那須判事の「謙抑的和解論」である。那須弘平「謙抑的和解論」『木川統一郎先生古稀祝賀記念 民事裁判の充実と促進（上）』（判例タイムズ社・1994年）692頁以下参照。

2) 出井直樹「裁判上の和解をどう考えるか」『小島武司先生古稀祝賀記念 民事司法の法理と政策（上）』（商事法務・2008年）64頁参照。裁判上の和解を積極的に捉えるものとして、草野教授の一連の論稿がある。草野芳朗「裁判上の和解についての裁判官の和解観の変遷とあるべき和解運営の模索」判例タイムズ704号（1989年）28頁以下、同「和解技術論と和解手続論」『新堂幸司先生古稀祝賀 民事訴訟法理論の新たな構築（上）』（有斐閣・2001年）491頁以下、同『和解技術論〔第2版〕』（信山社・2003年）など。